

収集対象の基準 【収集対象外】

収集対象外	備考	例
民俗芸能等の無形文化財		
寺院・家屋などの建造物の調査報告書	建造物のみであれば、対象外とする 礎石・基壇・石畳等は対象とする	
断層・地質調査		
収集対象外の同一シリーズ	同一シリーズ内でも、埋蔵文化財に係わらないものは対象外とする	○『奈良国立文化財研究所学報5 飛鳥寺発掘調査報告』 ×『奈良国立文化財研究所学報1 仏師運慶の研究』
個人名の出版	書名が発掘調査報告書・概報・概要等は対象とする	
諸研究	書名が研究だが、内容が報告書のものは対象とする	
研究会資料	県主催等の発掘調査会の報告資料・レジュメ等は対象外とする 内容が報告書のものは対象とする	
論文・資料・史料・目録・古文書		
学会学術雑誌	主に論文を掲載している学術雑誌	×『考古学研究』
大学考古学研究会機関誌 等	基礎的な調査成果や発掘調査が記載されているものは対象とする	
年報・紀要	発掘調査の報告や概報等が記載されていれば対象とする	
博物館紀要・博物館年報・博物館図録	発掘調査の報告が記載されれば対象とする	
広報用・普及用資料		
展示会カタログ・展示会資料等・講演会資料・シンポジウム資料・フォーラム資料		
現地説明会・見学会資料・説明会資料・記者発表資料		
ニュース等の配布物		
県史(誌)・市史・町史・郡史		
一般図書(商業出版物)	書店等で販売される図書は対象外とする 自治体・県の報告書は販売物でも原則対象とする	
リーフレット		
抜刷・別刷		
コピー(複製資料)	どこかに原本所蔵がある場合、対象外とする そのコピー以外に所蔵情報がない場合は対象とする	